

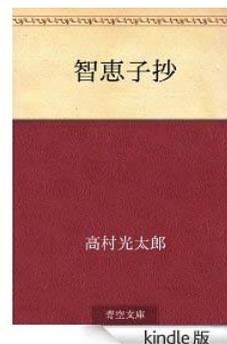
智恵子抄事件

最三050330

高村光太郎以外の者が「智恵子抄」の編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認される

本件編集著作物である「智恵子抄」は、詩人である高村光太郎が既に公表した自らの著作に係る詩を始めとして、同人著作の詩、短歌及び散文を収録したものであって、その生存中、その承諾の下に出版されたものであることは、原審の適法に確定した事実である。

そうすると、仮に光太郎以外の者が「智恵子抄」の編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認されるものであり、したがって、その編集著作権が、光太郎以外の編集に関与した者に帰属するのは、極めて限られた場合にしか想定されないというべきである。



智恵子抄 [Kindle版]
高村 光太郎 (著)
Kindle 価格: ¥ 0

No. 40

1

「今日の治療薬 解説と便覧2007」編集著作物事件

東京地裁240831

「薬剤」選択の創作性等編者の個性が表れていると認めることができる場合があるものといえるが、原告書籍一般薬便覧部分の個々の具体的な薬剤の選択における創作的表現が被告書籍一般薬便覧部分において利用されているものと認めることはできない

「薬剤」の配列の創作性は、原告書籍一般薬便覧部分の個々の具体的な薬剤の配列において創作性が認められるとしても、個々の具体的な薬剤の配列における表現は、原告書籍一般薬便覧部分の創作的表現と類似しているものと認められない



「薬剤」の選択は、ありふれたものであって創作性を認めることができない

「漢方処方名」の配列の創作性等についても、編集著作物に該当するものと認められない。「漢方薬薬剤情報」の選択や配列においても創作性を有する編集著作物に該当するものと認められないとして原告書籍漢方薬便覧部分の複製又は翻案を否定

No. 41

2

アメリカ語要語集事件

東京高裁601114

3,000前後の標準的なアメリカ語の単語、熟語及び慣用句を使用頻度に従って**選び出し**、これらを見出し語としてアルファベット順に**配列**し、各見出し語に続けてその日本語訳を付し、その大部分のものについて見出し語を用いた慣用句及び文例並びにこれらの日本語訳を付した「アメリカ語要語集」と題する**英和辞典**は、**語句及び文例の選択及び配列に創意を凝らして創作**されたものとして、**編集著作物に当たる**



藤井光太郎
研究社出版
1955年 370頁

No. 42

3

「用字苑」事件

名古屋地裁620318

著作権法12条1項の規定は「**素材が単なる事実、データ等であっても、その収集、分類、選択、配列が編集者の一定の方針あるいは目的のもとに行われ、そこに**独創性**を見いだすことができれば、全体を著作物として扱う旨を明らかにしている**」ところ、**現代において使用されている漢字をその読み仮名を付して収録した辞典(用字苑)**は、**編集著作物に当たる**



No. 43

4

コムライン事件

東京地裁060218

個々の新聞記事に著作物性を認めた

客観的な事実を素材とする新聞記事であっても、収集した素材の中からの記事に**盛り込む事項の選択**と、その**配列、組み立て**、その文章**表現の技法**は**多様な選択、構成、表現が可能**であり、新聞記事の著作者は、収集した素材の中から、一定の**観点と判断基準に基づいて**、記事に**盛り込む事項を選択し、構成、表現する**のであり、著作物という程の内容を含む記事であれば**直接の文章表現上は客観的報道であっても、選択された素材の内容、量、構成等により、少なくともその記事の主題についての、著作者の賞賛、好意、批判、断罪、情報価値等に対する評価等の思想、感情が表現されている**

No. 44

5

ウォールストリートジャーナル(ニューヨーク版)の表紙



No. 45

6

米国新聞抄訳事件 東京高裁061027

編集著作権の成立を米国新聞社の発行する英字新聞の紙面について認めた上、右新聞の記事等の核心的事項を抄訳したもの等を配列した文書につき、対応する特定日付けの右新聞の**翻案**に当たり、その文書の作成、頒布は右新聞の**編集著作権を侵害**するものであるとされた事例

No. 45

7

記事の抄訳を分類して配列した**文書**は英字日刊新聞「**THE WALL STREET JOURNAL**」に依拠して作成されたものであり、内容において、記事の核心的事項である新聞が伝達すべき価値あるものとして選択し、記事に具現化された客観的な出来事に関する表現と共通している以上、新聞における記事等の配列と類似していることが認められるから、対応する特定の日付の新聞の翻案に当たり、文書の作成・頒布は新聞の編集著作権を侵害する

編集担当者は、記者等が作成する原稿に基づいた報道記事、社説及び論評など**多数の素材を一定の編集方針に従い、ニュース性を考慮して取捨選択した上、分析、分類して紙面に配列**しており、このような紙面構成は、前記編集担当者の精神的活動の成果であり、またその新聞の個性を形成するものであるから、特定の日付の紙面全体は、素材の選択及び配列に創作性のある**編集著作物である**。

No. 45

8

会社案内パンフ事件 東京高判070131

文章と写真の組合せからなる会社案内について、編集著作権の侵害を認定

会社案内の特徴は、企業理念、業務内容、実績、企業の概要等を通じて企業の実態を表現するに当たり、イメージ写真を、記事内容を展開して行く上のつなぎ目場面や記事内容自体を象徴するものとしてそれぞれ使用し、さらに、空白部分を多く用いることにより、情報を開示しながら、全体として、優しさと簡素を基調とした会社案内としての特徴を顕現しているものと評価することができるものである。

殊に、イメージ写真は、全体の構成中に占める位置及び記事内容の重要性等に照らして、中心的な役割を果たしているものといえることができるものであって、このような**素材の選択及び配列に創意と工夫が存するもの**と認めることができるから、著作権法12条の編集著作物に当たる。

No. 46

9

商品カタログ事件 大阪地裁070328



本件カタログにおける工夫は結局のところ**素材の配列又は選択の創作性に過ぎない**というべきであり、本件カタログはその性質上個々の写真に示された商品を印象づけることを意図して制作されたものであって、**ストーリー性を持った読み物とまでいうことはできないから全体として一個の創作性ある著作物**ということとはできない」

編集著作権においても、保護の対象とするの、素材の選択、配列についての具体的な表現形式であるから、**素材において本件カタログと全く異なるYカタログが本件カタログ編集著作権を侵害するものである**ということとはできない」

No. 47

10

ウォールストリートジャーナル事件 (東京高裁6年10月27日)

米国の新聞「ウォールストリートジャーナル」の記事を和文抄訳
 発行者が著作権者に無断で翻訳・抄録した文書を有料配布し
 たことに対し、著作権者が差止請求

(法30条以下)これらの規定から直ちに、わが国においても、一
 般的に公正利用(フェアユース)の法理が認められるとす
 るのは相当でなく、著作権に対する公正利用の制限は、著作権
 者の利益と公共の必要性という、対立する利害の調整の上に
 成立するものであるから、これが適用されるためには、その要件
 が明確に規定されていることが必要

No. 48

11

ラストメッセージ事件 (東京地裁7年12月18日)

出版社が休刊又は廃刊となった雑誌の最終号に掲
 載されたあいさつ文をまとめて掲載した書籍を著作
 権者の許諾なく発行の差止と損害賠償請求

著作権法の成立後今日までの社会状況の変化を考慮しても、
 被告書籍における本件記事の利用について、実定法の根拠
 のないまま被告主張の「フェア・ユース」の法理を適用す
 ることこそが正当であるとするような事情は認められない

「ラストメッセージ in 最終号」
 286誌の休刊廃刊雑誌



No. 48a

12

講習資料職務著作

知財高裁181019

会社から派遣されて工業会名義で公表した講習会資料は、職務著作と言えるか。

講習会資料の表紙の「高砂熱学工業(株)システム部部长X」との記載は、講師がXであることを表示しているにすぎず、肩書に「高砂熱学工業(株)」という記載があったとしても、Xが所属する会社名を表示するにすぎないものであって、会社の著作名義に結び付かない。

講習資料集として、工業会の作成名義の下にまとめられて一つの冊子となり受講生に配付されているものであるから、資料は、会社の著作名義で公表されたと認めることができず、Xがその著作者というべきである。

No. 49

13

RGBアドベンチャー事件

最二150411

「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきである。

被上告人は、1回目の来日の直後から、上告人の従業員宅に居住し、上告人のオフィスで作業を行い、上告人から毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、被上告人は、上告人の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。

これらの事実は、被上告人が上告人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである。

No. 50

14

中田英寿事件 公表権

東京地裁120229

公表権の侵害について

1 公表権の侵害は、公表されていない著作物又は著作者の同意を得ないで公表された著作物が公衆に提供され又は提示された場合に認められる(18条1項)。

本件詩は言語の著作物(10条1項1号)であるから、これが発行された場合に公表されたといえる(4条1項)ところ、右の「発行」とは、**その性質に応じて公衆の要求を満たす程度の部数の複製物が作成され、頒布されたことをいい**(3条1項)、さらに、「公衆」には、特定かつ多数の者が含まれるとされている(2条5項)。

2 これを本件についてみるに、本件詩は、平成3年度の甲府市立北中学校の「学年文集」に掲載されたこと、この文集は右中学校の教諭及び同年年度の卒業生に合計**300部以上配布**されたことが認められる。

右認定の事実によれば、本件詩は、300名以上という**多数の者**の要求を満たすに足りる部数の複製物が作成されて頒布されたものといえるから、公表されたものと認められる。また、本件詩の著作者である原告は、本件詩が学年文集に掲載されることを承諾していたものであるから、これが右のような形で公表されることに同意していたといえることができる。

発行所	発行者	著者	題号
株式会社ラインプックス	高部務	高部務	「中田英寿 日本をフランスに導いた男」

No. 51

15

医学論文事件 氏名表示権

東京高裁550910

被控訴人の過失により、本書治療編中には、分担執筆者の一員として控訴人の氏名も併せ掲記されるべきであつたのに、**控訴人氏名の掲記が脱漏**され、A, C両名の氏名のみが掲記されて、同項が右両名によつて執筆されたかのような**外観を呈している**

結果として、人格権を侵害する。

No. 52

16

ジョン万次郎事件 氏名表示権

知財高裁180227

銅像の著作者

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいい(2条1項1号)、著作者とは、「著作物を創作する者をいう」のであるから(同項2号)、美術品である本件各銅像については、本件各銅像を創作した者をその著作者と認めるべきである。そして本件各銅像のようなブロンズ像は、**塑像の作成**、**石膏取り**、**鑄造**という3つの工程を経て制作されるものであるが、その表現が確定するのは**塑像**の段階であるから、塑像を制作した者、すなわち、塑像における創作的表現を行った者が当該銅像の著作者というべきである。

氏名表示権については、著作者が他人名義で表示することを許容する規定が設けられていないのみならず、著作者ではない者の実名等を表示した著作物の複製物を頒布する氏名表示権侵害行為については、**公衆を欺くもの**として**刑事罰の対象**となり得ることをも別途定めていること(121条)からすると、氏名表示権は、著作者の**自由な処分**に**すべて委ねられているわけではなく**、むしろ、著作物あるいはその複製物には、**真の著作者名を表示**することが公益上の理由からも求められているものと解すべきである。



土佐藩 1827年1月27日生
1898年11月12日没 71歳

No. 53

17

法政大論文事件 同一性保持権

東高031219

学生の研究論文を、表記の統一ため句読点を含め変更することは教科用の図書の場合と異なり同一性保持権侵害となる。

「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる**改変**」の意義についてみると、20条2項の規定が1項に規定する同一性保持権による著作者の人格的利益保護の例外規定であり、かつ、例外として許容される改変における著作物の性質、利用の目的及び態様に照らすと、同条4号の「**やむを得ないと認められる改変**」に該当するというためには、利用の目的及び態様において、著作権者の**同意を得ない改変を必要とする要請**がこれらの法定された例外的場合と同程度に存在することが必要であると解するのが相当というべきである。

本件論文は大学における学生の研究論文であり、また、本件雑誌が大学生を対象としたものであることからすると、利用の目的において、教科用の図書の場合と同様に改変を行わなければ、大学における教育目的の達成に支障が生ずるものとは解し難いし、また、**他の論文との表記の統一**がいかなる理由で要請されるのかも明確ではない。

No. 54

18

転職情報 東京地裁151022

著作物性：著作権法による保護の対象となる著作物は、「**思想又は感情を創作的に表現したもの**」であることが必要である(法2条1項1号)。

「思想又は感情を表現した」とは、単なる事実をそのまま記述したようなものはこれに当たらないが、事実を基礎とした場合であっても、筆者の事実に対する**何らかの評価、意見等を表現している**ものであれば足りるというべきである。また、「**創作的に表現したもの**」というためには、筆者の**何らかの個性が発揮**されていれば足りるのであって、厳密な意味で、独創性が発揮されたものであることまでは必要ない。

言語からなる作品において、ごく短いものであったり、表現形式に制約があるため、他の表現が想定できない場合や、**表現が平凡かつありふれたもの**である場合には、筆者の個性が現れていないものとして、創作的な表現であると解することはできない。

No. 56

19

原告転職情報の**著作物性**について判断

原告が掲載した転職情報は、シャンテリーの転職情報広告を作成するに当たり、同社の特徴として、受注業務の内容、エンジニアが設立したという由来などを、募集要項として、職種、仕事内容、仕事のやり甲斐、仕事の厳しさ、必要な資格、雇用形態などを、それぞれ摘示し、また、具体的な例をあげたり、文体を変えたり、「あくまでエンジニア第一主義」、「入社2年目のエンジニアより」などの特徴的な表題を示したりして、**読者の興味を惹くような表現上の工夫**が凝らされていることが認められる。

確かに、単に事実を説明、紹介するだけであり、文章も比較的短く、他の表現上の選択の幅は、比較的少ないといえることができる。

しかし、転職情報の各部分はいずれも**読者の興味を惹くような疑問文を用いたり、文章末尾に余韻を残して文章を終了するなど表現方法にも創意工夫**が凝らされているといえるので、著者の個性が発揮されたものとして、著作物性を肯定すべきである。

No. 56

20

著作者とは「著作物を創作する者」をいい(法2条1項2号), 現実に著作物の創作活動に携わった者が著作者となるのであって, 作成に当たり単にアイデアや素材を提供した者, 補助的な役割を果たしたにすぎない者など, その関与の程度, 態様からして当該著作物につき自己の思想又は感情を創作的に表現したと評価できない者は著作者に当たらない。

文書として表現された言語の著作物の場合は, 実際に文書の作成に携わり, 文書としての表現を創作した者がその著作者であるというべきである。

原告転職情報は, 原告の従業員が, シャンテリーの代表者に対してした取材結果に基づいて, 同社の特徴を際立たせ, 転職希望者が集まるように, キャッチコピーや文面を創作したものである。

したがって, 原告転職情報の著作者は, シャンテリーでなく原告である。

No. 56

21

観音像仏頭部挿げ替え事件

知財高裁220315

【問2】

お寺にある観音像について, お寺の檀家から目が怖いという理由で, お寺が新しく制作した仏頭部に挿げ替え, 元の仏頭部を檀家があまり見ることのない別のお堂に載置した場合, 元の観音像制作者は, その仏頭部を観音像制作当時の仏頭部に回復する措置を求めた場合, いかなる判断が適切か説明せよ

仏頭を交換した動機, 交換のための仏頭の制作者の経歴, 仏像は信仰の対象となるものであること等を考慮するならば, 本件において原状回復措置を命ずることは, 適当ではない

元の作者の名誉, 声望を維持するためには, 事実経緯を広告文の内容として摘示, 告知すれば足りる

地裁判断の, ②仏頭部を本件原観音像制作当時の仏頭部に原状回復する措置や謝罪広告を掲載する措置, 公衆の閲覧に供することの差止めについては, いずれも, 名誉, 声望を回復するための適当な措置等とはいえない



No. 57

22



最二判590120

願真卿有対物と無対物

願真卿の**書を所蔵**する財団が、複製物を**正当に所有**する出版社が発行した出版物について販売差止と廃棄を求めた。

美術の著作物の原作品の所有者でない者が、**有体物**としての原作品に対する所有者の排他的支配権能をおかすことなく原作品の**無体物**としての著作物の面を利用して、原作品の所有権を侵害するものとはいえない。



願真卿の書

美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、**所有権は有体物をその客体とする権利**であるから、美術の著作物の原作品に対する**所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない。**

原作品の所有権者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利をも慣行として有するとするならば、著作権法が著作物の**保護期間を定めた意義**は全く没却されてしまうことになる

No_58

違法コピーの代償

1999年5月:東京リーガルマインド(LEC)が、校舎内の136台のパソコンにおいて、Microsoft,Apple,Adobeのソフトを**違法コピー**(計545コピー)して使用していることが調査(証拠保全手続)により発覚

2000年4月:Microsoft Apple Adobeは、LECに対して損害賠償(約1億1,500万円)を求める民事訴訟を提訴

和解交渉進めるも、損害賠償に関して折り合わず

LECの主張

違法コピーのソフトは全て削除し、**正規品を新たに購入**したので損害賠償する必要はない(一旦、正規に購入されたソフトは永久に使用できるものであるから、過去の不正コピーによる使用分も遡ってカバーされる)

Microsoft Apple Adobeの主張

ソフト業界に於いては、権利者が過去の違法行為に対して損害賠償を求める場合は、**正規品小売価格の2倍以上の格差を付けることが当たり前**

No_59

違法コピーの代償

2001年5月16日：東京地裁判決

不正コピーが発覚した後に正規品を購入すれば、損害賠償をする必要はないとのLECの主張を全面的に否定し、約8500万円の支払いを命じる

・著作権侵害行為は複製したことによって成立し、これにより、被告(LEC)は複製品の使用を中止すべき不作為義務を負うと共に、原告らに与えた損害を賠償すべき義務を負う。即ち、原告らの受けた損害額は、被告がプログラムを違法に複製した時点において既に確定したものである。

・その後、被告は原告らから違法複製品の使用の中止を求められ、引き続いて使用するために正規品を購入しているが、この行為は不法行為と別個独立して評価されるべき利用者としての自由意志に基づく行為にすぎず、これによって、既に確定した損害賠償の義務が消滅するものではない。

・損害額は、違法コピーしたプログラムの数に正規品1個当たりの小売価格を乗じた額とする

2002年12月：控訴審において、東京高裁の和解勧告を受け入れて両者和解（和解の内容及び経緯は公表されず）

No_59

ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件

最一判530907

楽曲の偶然の一致は著作権侵害にならない

著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解すべきであるから、既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はないところ、既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容を知らなかったものは、これを知らなかったことにつき過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならないものではない



No_60

カラオケ法理

クラブキャッツアイ

最三判630315

演奏権

JASRAC → クラブ

ホステス等従業員や客にカラオケ伴奏により被上告人の管理にかかる音楽著作物たる楽曲を歌唱させることは、当該音楽著作物についての著作権の一支分権たる演奏権を侵害する



カラオケテープの再生とは別の音楽著作物の利用形態であるカラオケ伴奏による客等の歌唱についてまで、本来歌唱に対して付随的役割を有するにすぎないカラオケ伴奏とともにするという理由のみによって、著作権者の許諾なく自由になしうるものと解することはできない。

伊藤正己の意見: 客のみが歌唱する場合についてまで、営業主たる上告人らをもつて音楽著作物の利用主体と捉えることは、いささか不自然

No_61

カラオケ装置リース

演奏権

最二判130302

カラオケ装置のリース業者は、リース契約の相手方に対し、著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく、契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負う



けだし

- ① カラオケ装置は著作権侵害を生じさせる蓋然性の高い装置
- ② 著作権侵害は刑罰法規にも触れる犯罪行為
- ③ リース業者は、カラオケ装置の賃貸により営業上の利益を得ている
- ④ カラオケ装置のリース業者としては、著作権侵害が行われる蓋然性を予見すべき
- ⑤ リース業者は、契約の締結を容易に確認することができる

No_62

まねきTV・ロクラクII

TV番組の海外転送サービスは著作権侵害

永野商店

TV番組を専用機器で受信し、インターネット経由で個人向けに転送するサービス

- ・ 東京地裁:【勝訴】「まねきTV」は適法、テレビ局側の請求棄却(08/06/20)
- ・ 知財高裁:【勝訴】権利侵害していない。テレビ局側の請求棄却(08/12/15)
- ・ 最高裁:【差し戻し】侵害と判断、テレビ局側敗訴破棄差戻し(11/01/18)
- ・ 知財高裁:【敗訴】サービス差し止め、テレビ局の訴え認める(12/01/31)
- ・ 最高裁:【敗訴】上告棄却 知財高裁の判決確定(13/02/14)

No_63

まねきTV・ロクラクII

TV番組の海外転送サービスは著作権侵害

日本デジタル家電

TV番組をインターネットと利用者所有のレコーダ2台を組み合わせ、日本のテレビ番組を海外でも視聴できるようにしたサービス

- ・ 東京地裁:「ロクラクII」違法、テレビ局側が勝訴(08/03/17)
- ・ 知財高裁:著作権は侵害していないという判決(09/01/17)
- ・ 最高裁:[差し戻し]知財高裁の判決を破棄(11/01/20)
- ・ 知財高裁:[敗訴]差止請求、損害賠償請求共に認められる(12/01/31)
- ・ 最高裁:【敗訴】上告棄却 知財高裁の判決確定(13/02/14)

No_64

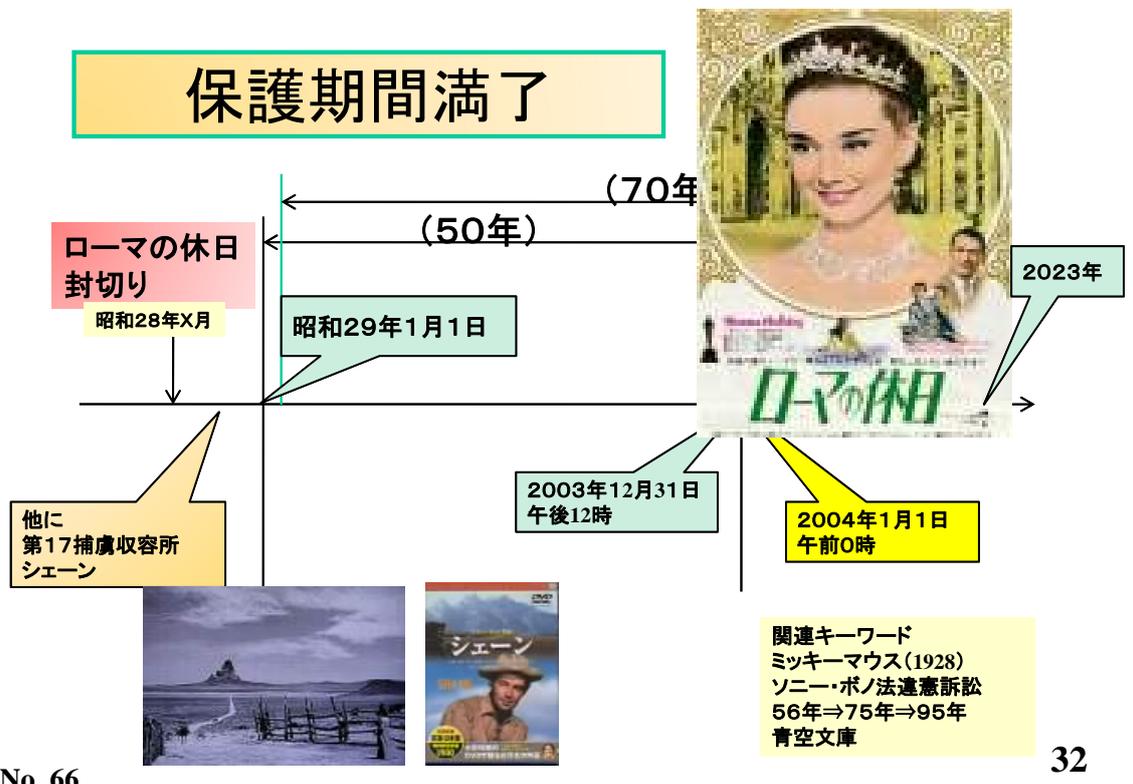
龍溪書舎事件

東京高裁570422

本件著作物は、近代における日本及び日本人の海外経済活動に関する調査を**経済史的見地から分析整理**して叙述したものであり、**史料的、学術的価値が高く**、**当面すべき対連合関係の賠償問題及び日本人の在外資産の補償問題等**に対処するため、**政府部内の執務資料**として編さんされたものであり、**一般に公示して周知させるべき性質の著作物でない**ことは明らかで、**学術に関する著作物として著作権の目的となるもの**である。

No_65

保護期間満了



No_66

32

ローマの休日

東京地裁060711

米映画会社のパラマウント・ピクチャーズ・コーポレーションが、「ローマの休日」の映画の著作権保有を主張し、格安DVDを販売しているファーストレーディングに販売差し止めなどを求めた仮処分申請で、**映画の保護期間は2003年末で満了**しているとして、申し立てを却下

No_66

33

パロディ（モンタージュ）

最三判550328

モンタージュ写真の作成発行による**著作者人格権の侵害**

引用とは、自己の著作物中に他人の著作物の一部を採録することをいい、引用側と被引用著作物とを明瞭に区別して認識でき、**主従の関係**があることを要す

他人の写真を**改変**してモンタージュ写真を作成発行した場合に他人の写真における本質的な特徴自体を直接感得することができるときは、モンタージュ写真を一個の著作物とみることができるとしても、**著作者人格権を侵害する**

雪の斜面をスノータイヤの痕跡のようなシュプールを描いて滑降して来たスキーヤーを撮影して著作したカラーの山岳風景写真の一部を省き、シュプールをタイヤの痕跡に見立ててその起点にあたる雪の斜面上縁に**巨大なスノータイヤの写真**を合成した白黒のモンタージュ写真を発行することは、**著作者人格権を侵害する**



No_67

パロディ（モンタージユ）

最三判550328

モンタージユ写真の作成発行による著作者人格権の

引用とは、自己の著作物中に他人の著作物の一部を採録することをいい、引用側と被引用著作物とを明瞭に区別して認識でき、**主従の関係**があることを要す



雪の斜面をスノータイヤの痕跡のようなシュプールを描いて滑降して来たスキーヤーを撮影して著作したカラーの山岳風景写真の一部を省き、シュプールをタイヤの痕跡に見立ててその起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を合成した白黒のモンタージユ写真を発行することは、**著作者人格権**を侵害する



※ パロディとしての表現上必要な範囲で本件写真の表現形式を模した写真を自ら撮影

No_67

美術鑑定証書事件

知財高裁221013



引用が許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したもので、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要

引用としての利用に当たるか否かの判断においては、利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない

No_68

美術鑑定証書事件

著作物の鑑定のために複製を利用することは、著作権法の規定する**引用の目的**に含まれ、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲にとどまる

カラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、**経済的利益を得る機会が失われる**ということも考え難い

本件各鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる**公正な慣行に合致したもの**ということができ、かつ、その引用の目的上でも、**正当な範囲内**のものである

32条1項における引用として**適法とされるためには、利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合であることは要件でない**と解される

最決平成24年3月13日上告不受理

No_68

絵画鑑定証書事件(東京地裁平成22年5月19日判決)

フェア・ユースの法理については、我が国の現行著作権法には、同法理を定めた規定はなく、米国における同法理を我が国において直接適用すべき必然性も認められないから、同法理を適用することはできない



No_68

突然の質問 権利侵害？



原告



被告

武富士事件：東京地裁151112Y



原告



被告

表紙イラスト事件：東京地裁160625Y



原告



被告

行灯事件：京都地裁071019Z

勝沼ワイナリー看板事件

東京地裁250702



原告看板



被告看板

被告の看板は原告の著作権を侵害するか

- ①ワイナリーの広告看板に「ワイナリー」や「工場見学」という文字、ワイナリーへの方向を示す矢印及び距離、ワイングラスを想起させる図形を表示することは、**一般的である**と解されること
- ②グラスの上及び中に配置した文字のバランスに工夫があるとしても、素材を用いて図柄を作成する上での配置として**ありふれたものの域**を出ないし、グラスの形状にも、格別の創作性は認められないこと
- ③文字のうち「シャトー勝沼」の部分は毛筆体を思わせるやや角張った特徴のある書体であるが、書体の形態は文字の有する情報伝達機能を発揮するため**必然的**に一定の制約を受けるものであるから、書体に著作物性を認めるためには書体が顕著な特徴を有するといった独創性があることを要するところ、上記文字の書体にそのような独創性があるとは認められないこと
- ④広告看板の背景や素材に濃い青色と白色と黄色、あるいはこれらの色と赤色を採用して組み合わせることは、他の看板においても見られるものであって(乙3)、**ありふれたもの**にすぎないこと
- ⑤本件図柄及び本件各原告看板を一体として見たとしても、文字と図柄の**単純な組合せ**にすぎず、全体として一つのまとまりのある表現物として創作性を有しているとは認められない
ことからすれば、著作権法上保護されるに足りる創作性があるということとはできないと解される。

小学校用国語副教材 東高120911

小学校の国語の副教材テストに「作品を無断で使われ、著作権を侵害された」として、詩人の谷川俊太郎ら作家9人が教材会社6社に出版差し止めを求めた仮処分で、高裁は、申し立てを却下した東京地裁の決定を変更し、出版差し止めを命じる決定をした

No_69